

# 業務指示書

## エジプト国「橋梁設計（スエズ運河架橋建設計画カウンターパート研修）」フォローアップ協力（調査）

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年10月21日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年10月26日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（○） 認めます。

（ ） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：鋼床版補修

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/鋼床板安全性調査/維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：鋼床板安全性調査及び維持管理計画策定
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 鋼床板補修工法】

- 1) 類似業務の経験：鋼床板補修
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年10月30日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
  
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(EGP1 = 15.588 円, US\$1 = 121.81 円, EUR1 = 136.200 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記 (2) の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) テレビ会議システムによる上記 (2) の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記 (2) の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等 (接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号) を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価 (技術評価) を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者 (副総括) は業務主任者 (総括) と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件 (業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く) においては、業務管理グループとしてシニア (46歳以上) と若手 (35～45歳) が組んで応募する場合 (どちらが総括でも可)、一律3点の加点 (若手育成加点) を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度 (公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。) 4月1日時点での満年齢とします。) ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/鋼床板安全性調査/維持管理計画  
鋼床板補修工法

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人数

2.40 M/M

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年11月12日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上



プロポーザル評価表

エジプト国「橋梁設計（スエズ運河架橋建設計画カウンターパート研修）」フォローアップ協力（調査）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/鋼床板安全性調査/維持管理計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 鋼床板補修工法	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

スエズ運河において、エジプト本土とシナイ半島を結ぶ鋼箱桁斜張橋の建設を、無償資金協力「スエズ運河架橋（以下、本橋）建設計画」として1997年度から開始し、2001年10月から供用開始している。建設にあたり、本橋建設の実施機関であり維持管理を所掌する運輸省道路橋梁庁（General Authority for Roads, Bridge and Land Transport (GARBLT)）に、長大橋の建設経験が不足していたため、設計・施工能力の向上のためのカウンターパート研修が複数回実施された。今回フォローアップ（以下「F/U」）の対象とするのは、その一環として実施された「橋梁設計（スエズ運河架橋建設計画カウンターパート研修）」である。なお、上記研修に参加した Eng. Ali El Safti Abdulla Ahmed（当時は上級設計士）は、現在は、GARBLTの橋梁建設維持管理中央部長として、本橋を含むエジプト中心地域の橋梁の建設・維持管理の責任者となっている。

供用開始直後には軸重制限がなされなかったこともあり、中央径間の舗装面にクラックが発生する事態となったため、GARBLTは2002年から通行車両の軸重制限を実施すると共にクラック補修を継続的に実施したものの、舗装面の状況は悪化し、鋼床板の腐食や亀裂が懸念される状況となった。このため、GARBLTがJICAエジプト事務所に舗装面の調査を要請したことを受けて、JICAは無償資金協力に対するF/U協力調査を実施し、GARBLTに修復方法を提案した（2013年3月）。GARBLTは同提案を踏まえ、コンサルタント及びコントラクターと契約したが、2013年7月の政変以降治安上の理由から軍が本橋の一般通行を禁止したため、修復工事は開始されず、現在に至っている。

以上のような状況が続いたが、2015年6月、GARBLTから、舗装面の修復工法を決定次第補修に着手する旨と、修復にあたり既存の舗装を除去し、鋼床板の劣化状況を確認する必要があることが伝達された。そのためには、鋼床板の劣化状況の詳細確認及びその補修方法、更に補修の施工実施について専門技術者からの助言が必要とされ、GARBLTはF/U協力調査の実施を要請した。

### 2. プロジェクトの概要

- (1) 上位目標：シナイ半島の開発が推進される。
- (2) プロジェクト目標：スエズ運河の横断交通に対する安定的な交通路が確保される。
- (3) 期待される成果：現状の鋼床板の安全性にかかる調査・評価・補修の実施が行われるとともに、その後の維持管理能力の強化が行われる。
- (4) 対象地域（サイト）：スエズ運河架橋（地中海ポートサイドから48.5km地点）
- (5) 関係官庁・機関

主管官庁：運輸省（Ministry of Transport）

実施機関：運輸省道路橋梁庁（General Authority for Roads, Bridge and Land Transport (GARBLT)）

(6) 施設概要：

	プロジェクト全体	日本側（無償）施工区間
総延長	9,000m	1,850m
橋梁延長	4,101m	1,850m
主橋梁	730m	730m
取付高架橋	3,371m 西岸 1,731m、東岸 1,640m	1,120m 西岸 560m、東岸 560m
道路延長	4,899m 西岸 1,884m、東岸 3,015m	0m
車線数	4車線	4車線
設計速度	80km/h	80km/h

・主橋梁：日本側（無償）施工区間

橋梁形式	鋼斜張橋
支間割	163m+404m+163m=730m
車道部幅員	片側 8.15m (0.6m+3.65m×2+0.25m) 管理路・中央分離帯含む総幅員 19.8m
ケーブル配置	セミ・ファン配置
ケーブル種類	プレストレス鋼線 (New PWS)
主桁	単断面鋼箱桁
主塔	鉄筋コンクリートH型柱、水平梁及びケーブル定着部 PC 構造
主塔基礎	場所打ち鉄筋コンクリート杭（杭径 1.5m）
補助橋脚	鉄筋コンクリート並列柱
補助橋脚基礎	場所打ち鉄筋コンクリート杭（杭径 1.5m）

・橋面舗装（主橋梁部）：日本側（無償）施工区間

施工数量	面積 11,800 m <sup>2</sup> 片側 5,900 m <sup>2</sup> （延長 725.4m×幅員 8.15m）
舗装厚	表層 4cm、基層 4cm
舗装構成	アスファルト表層：改質Ⅱ型密粒 13mm 接着層：タックコート アスファルト基層：改質Ⅱ型植物繊維入り砕石マスチック 13mm 防水接着層：鋼床版面をブラスト後に防水防蝕層 2層+接着層

(7) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

(技術協力)

- ・2011年度「橋梁維持管理能力向上プロジェクト」

(調査)

- ・1995年度「スエズ運河横断構造物計画」FS調査
- ・1996年度「スエズ運河架橋建設計画」詳細設計調査

(無償資金協力)

- ・1997年度「スエズ運河架橋建設計画」 E/N 限度額 117.52 億円
- ・2000年度「スエズ運河架橋拡充計画」 E/N 限度額 18.18 億円

(F/U協力)

- ・2010年度「スエズ運河架橋建設計画」F/U協力調査
- ・2011年度「スエズ運河架橋建設計画」F/U協力調査

3. 業務の目的

我が国無償資金協力で整備したスエズ運河架橋の鋼床板の劣化が進んでいる可能性があるため、GARBLT 及び GARBLT の調達した現地コンサルタントが、鋼床板の安全性にかかる詳細調査を実施して健全度を評価し、必要に応じて補修対策が必要な箇所・部位の補修計画を策定し補修工事を実施するための指導・助言を行うとともに、今後の維持管理方法について先方実施機関に提言することを目的とする。

#### 4. 業務の範囲

本業務は、エジプトから報告のあったスエズ運河架橋の鋼床版に発生した損傷について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 5. 実施方針および留意事項

- (1) 本業務の対象は基本的には鋼床版の補修に留まり、橋面舗装全般の補修は対象としない。
- (2) 補修・点検は、GARBLT 自身が現地コンサルタント (ACE 社) 及びコントラクター (SAMCO 社) を調達して実施予定 (既に契約済み) であり、本コンサルタントはそれぞれに対する指導・助言のみを行う。
- (3) 2011 年度「スエズ運河架橋建設計画」F/U 協力調査においても鋼床版の補修方法についての検討がなされており、本業務の開始に当たっては同調査報告書の内容をレビューした上で現状を調査し、必要な工事計画を提案する。
- (4) 鋼床版の安全性評価の結果、必ずしも補修が必要でないと判断された場合には、鋼床版の今後の維持管理計画の策定に係る指導・助言及び点検・補修実施能力向上のための現地研修を実施するものとする。
- (5) 鋼床版の安全性調査に際し、疲労亀裂等現地業者での対応が不可能な問題が発覚した場合、今回の舗装打替え工事を中断することは現実的ではないため、舗装工事完了後にあらためて局所的な補修を実施する必要がある。現地業者の施工能力により十分な対応が実施できない場合には、その旨十分にエジプト側に説明を行うとともに、海外業者の調達等を含めた事後的な補修の実施方法について、エジプト側に提案を行うものとする。

#### 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、以下の業務を実施する。

- (1) 国内事前準備
  - 1) 2011 年度「スエズ運河架橋建設計画」F/U 協力調査最終報告書等の関連資料の解析・検討を行い、調査全体の方針・方法、現地調査計画を検討する。
  - 2) 上記 1) を踏まえてインセプション・レポート、質問票を作成する。
- (2) 現地調査 1
  - 1) インセプション・レポートの説明・協議  
調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担などを相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。
  - 2) 橋面舗装工法の試験結果に係る評価の指導・助言  
橋面舗装の工法決定のための試験施工結果に係る評価を支援する。

- 3) 鋼床版の健全度詳細調査に係る指導・助言  
鋼床版の疲労状況を把握するための調査実施を支援する。
- 4) 調査結果を踏まえた鋼床版の安全性評価に係る指導・助言  
現地調査結果を整理し、舗装・鋼床版の健全度評価を支援する。
- 5) 補修工事計画の策定  
補修工事を実施する範囲・部位を特定し、補修計画の策定を指導・助言する。  
※1 鋼床版の安全性評価の結果、必ずしも補修が必要でないと判断された場合には、  
点検・補修実施能力向上のための現地研修を計画する。  
※2 鋼床版の安全性調査に際し、疲労亀裂等現地業者での対応が不可能な問題が発  
覚した場合、海外業者の調達等を含めた事後的な補修の実施方法について、エ  
ジプト側に提案を行う。
- 6) 補修計画に沿った鋼床版の補修実施に係る指導・助言  
鋼床版の補修実施に際し、適宜以下を含む指導・助言を行う。  
イ) 腐食した個所の安全な除去  
ロ) 腐食個所の除去により鋼床版の厚みが増減したこと等に伴う安全性評価
- 7) 現地調査報告会の実施  
現地調査結果概要を作成し、帰国前に報告会を実施し、現地調査結果の報告を行う。

### (3) 国内解析

- 1) 帰国報告会の実施  
帰国後 10 日以内に帰国報告会を実施し、現地調査結果の報告を行う。
- 2) 補修工事計画のアップデート  
鋼床版の補修実施を踏まえ、工事計画を適宜アップデートする。
- 3) 調査結果概要の作成  
現地調査結果及び国内解析結果を調査結果概要として取りまとめる。

### (4) 現地調査 2

- 1) 補修計画に沿った鋼床版の補修実施に係る指導・助言  
鋼床版の補修実施に際し、適宜修復方法（必要に応じた鋼床版の補強を含む）につ  
いて指導・助言を行う。  
※ 鋼床版の安全性評価の結果、必ずしも補修が必要でないと判断された場合には、  
点検・補修実施能力向上のための現地研修を実施する。
- 2) 一連の協力を踏まえた鋼床版に係る今後の維持管理計画策定に係る指導・助言  
調査結果概要に基づき今後の維持管理のための計画策定について指導・助言を行う。
- 3) 橋面舗装施工実施に係る指導・助言  
橋面舗装の施工に際し、必要に応じ総括団員より指導・助言を行う。
- 4) 帰国前報告会の実施  
現地調査結果概要を作成し、帰国前に報告会を実施し、現地調査結果の報告を行う。

### (5) F/U 協力調査報告書等の作成

相手国政府への調査結果の説明・協議の結果を踏まえ、最終的に F/U 協力調査報告書を作成する。

## 7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、5) を成果

品とする。

- |                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| 1) 業務計画書        | : 和文 3 部                  |
| 2) インセプション・レポート | : 英文 15 部                 |
| 3) 現地調査結果概要     | : 和文 5 部                  |
|                 | : 英文 15 部 (現地説明用)         |
| 4) 調査結果概要       | : 和文 5 部                  |
|                 | : 英文 15 部                 |
| 5) F/U 協力調査報告書  | : 和文 (製本版) 5 部及び CD-R 5 枚 |
|                 | : 英文 (製本版) 7 部及び CD-R 7 枚 |

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。  
また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

F/U 協力調査報告書の仕様 (印刷・製本及び電子化の仕様) は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014 年 11 月版)」に定める内容に従うものとする。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画

2015年11月下旬より国内事前準備を開始し、2015年11月末より現地調査1を行う。帰国後に国内解析を実施し、2015年1月前半には現地調査2、2016年3月中旬までにF/U協力調査報告書を作成・提出する。

本業務においては2度の現地調査を予定しているが、工事の進捗次第では、現地調査1を延長し、現地調査2の業務も併せて実施する可能性がある。また、エジプト人民議会選挙が年内に実施される可能性があるため、選挙の実施状況及び国内情勢によっては現地調査時期を延期する場合もある。

項目 \ 時期	2015年 11月	12月	2016年 1月	2月	3月
事前準備	<input type="checkbox"/>				
現地調査1					
国内解析			<input type="checkbox"/>		
現地調査2					
報告書提出					△

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）調査期間：

全体： 約2.4M/M

##### （2）業務従事者の構成（案）

(a) 総括/鋼床板安全性調査/維持管理計画（2号）

(b) 鋼床板補修工法（4号）

※1 業務従事者(b)鋼床版補修工法については、鋼床版損傷の確認、補修・補強方法の提案を具体的な業務として想定している。以上は概ね現地調査1で完了すると見込まれるため、同従事者(b)は基本的には現地調査2には従事しないことを想定している。

※2 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

#### 3. 配布資料

・2011年度「スエズ運河架橋建設計画」F/U協力調査最終報告書

#### 4. 現地再委託

本調査について再委託の実施は想定していない。



## 5. その他の留意事項

- (1) 対象サイトはエジプト国軍の管理下にあるため、対象サイトに立ち入るためには同国軍の立入許可を取得する必要がある。許可申請は JICA エジプト事務所を通じて GARBLT に依頼するため、業務従事者の確定後、業務従事者のパスポートコピー（通訳等の現地傭人も含む）を同事務所に提出すること。なお、許可取得には 1.5~2 ヶ月程度かかることがあるため、許可取得状況によっては現地調査時期を延期する場合もある。
- (2) 調査に使用する機材・消耗品や日本から持ち込む検査機器がある場合はプロポーザルにて提案し、必要な費用を計上すること。持ち込みの際は JICA エジプト事務所を通じて GARBLT に通関用のサポートレターの発給を依頼するので機材リストを取りまとめ同事務所に提出すること。
- (3) 安全管理  
現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。
- (4) 不正腐敗の防止  
本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

